議案第59号

つくば市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和８年11月24日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

つくば市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

つくば市認可地縁団体印鑑条例（平成８年つくば市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第19条第１項第１号ト」を「第18条の３第１項第７号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法施行規則の改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

議案第59号資料

つくば市認可地縁団体印鑑条例（平成８年つくば市条例第27号）新旧対照表

改正後	改正前
第１条―第１０条　（略） （代理人による申請等） 第１１条　市長は、第４条の申請、第７条第１項及び第２項の届出又は第９条の申請を地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第18条の３第１項第７号の代理人（以下「代理人」という。）に行わせることができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。 第１２条　（以下略）	第１条―第１０条　（略） （代理人による申請等） 第１１条　市長は、第４条の申請、第７条第１項及び第２項の届出又は第９条の申請を地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第１項第１号ト　の代理人（以下「代理人」という。）に行わせることができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。 第１２条　（以下略）

議案第 59 号

つくば市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市市民部市民協働課

○　制定･改廃の経緯及び内容

地方自治法施行規則の改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文があるため、条例の改正を行うもの

○　他自治体の状況等

・阿見町、牛久市、取手市は９月議会にて議決済み
・下妻市、つくばみらい市は 12 月議会にて議案提出予定

○　上位計画又は関連計画等

特になし。

○　根拠法令及び関係法令等

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和８年総務省令第86号）（令和８年６月30日公布・令和８年10月１日施行）

○　条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

地方自治法施行規則との整合を図ることにより、適正な事務の執行に資する。